

徳島県規則第八号

徳島県行政財産使用料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県行政財産使用料規則の一部を改正する規則

徳島県行政財産使用料規則（昭和五十四年徳島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

「第三条第四項」を「第三条第四項第一号」に、「同項」を「同号」に改める。

附 則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。